

第 17 回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 令和元年 5 月 23 日（火） 13：30 開会
14：25 閉会

2、場 所 大田市役所 2階第2会議室

3、出席委員（16名）

1 番 杉本勝徳	2 番 古志泰博	3 番 森脇公二郎
5 番 奥 雅守	6 番 武田廣司	7 番 福田佳代子
8 番 戸嶋総一	9 番 坂根 正	10 番 田原洋司
11 番 岩谷洋司	12 番 戸島長四郎	13 番 落合政顕
14 番 大谷成志	15 番 漆谷幸男	16 番 三谷 薫
17 番 山下 傳		

4、欠席委員（1名） 4番 竹下正也

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

6、その他

- (1) 「令和2年度県農業・農村施策に対する提案・意見」について
- (2) 「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
- (3) 利用状況調査に係る現地説明会及び研修会について
- (4) 事務連絡
- (6) 専門委員会について
 - ・地域農業研究委員会（4階会議室）
 - ・情報調査研究委員会（2階第2会議室）

7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	事務局長	渡邊義雄
	農政係長	白石利伸
	農地係長	中村弘幸
農林水産課	主任主事	三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第17回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第17回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、竹下委員が欠席で、出席委員は16名でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、3番森脇委員、5番奥委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第16回総会から本日までの経過報告です。

4月23日(火)、第16回総会を市役所で開催しました。

5月10日(金)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席しました。

5月14日(火)、温泉津ブロック会議を湯里まちづくりセンターで開催しました。

5月17日(金)、運営委員会を市役所で開催しました。

5月21日(火)、三瓶ブロック会議を池田まちづくりセンターで開催しました。

5月23日(木)、本日第17回総会を市役所で開催しております。

今後の予定です。

6月10日(月)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。

6月13日(木)、島根県農業会議通常理事会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。

6月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。

6月24日(月)、第18回総会を市役所で開催予定として

おります。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

報告第1号から議案第4号までは、農地法関連でございますので、会議規則第6条第1項の規定によりまして、議事の進行は、山下代理の方に進行をお願いいたします。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。
(代理)

報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、1件でございます。

番号1番温泉津町でございます。

上村〇〇〇番、同〇〇〇番、合計1,830㎡は、平成29年1月6日から令和8年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、耕作者変更のため、平成31年3月6日に合意解約されたものであります。以上でございます。

議長 はい。報告案件ではありますが、解約された後の農地状況
(代理) について、担当委員さんの方で何か情報がございましたら発表してください。

12番 貸付人が引き続き草刈りをされるようです。異議はございません。

議長 報告案件でありますので、次に進みたいと思います。

(代理) 続きまして、議案第1号非農地証明願いについて事務局より説明をお願いします。

中村係長 議案第1号非農地証明願いにつきましては、2件でございます。

番号1番大田町でございます。

申請地、野城口〇番〇、3,913㎡は、「大田リサイクルセンター」の北西約700m、「主要地方道三瓶山公園線」から西側へ約800m進んだ市道北側に位置しております。

当該申請地は、所有者が県外居住者であり、昭和60年頃から耕作をしておらず、灌木・雑草等が茂っている状態であります。現況は原野であり、農地への復旧が極めて困難な土地に該当すると思われれます。

番号2番朝山町でございます。

申請地、朝倉〇〇〇番〇、同〇〇〇〇番〇、合計859
㎡は、「有限会社〇〇〇〇」の北西約450m、「県道池田久手停
車場線」から北西へ約2km進んだ市道東側及び北側に位置して
おります。

当該申請地は、所有者が県外居住者であり、かなり以前か
ら耕作をしておらず、灌木や竹等が生え、草も生い茂って
おります。現況は山林であり、農地への復旧が極めて困難な
土地に該当すると思われます。以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告
(代理) をお願いします。整理番号1番については、私の担当地区で
す。

1 7 番 大田町と言っても、川合町の瓜坂に接した所でござい
まして、昨年の夏に福田委員と山本推進委員と現地調査をした際、
非農地通知を発出するのが妥当であろうと判断した場所でも
ございまして、農地への復旧は極めて困難であると判断
しております。以上です。

議 長 それでは整理番号2番をお願いします。
(代理)

1 1 番 〇〇〇番〇につきましては、谷合の農地になります。事務
局の説明のとおり山林化しておりまして、農地への復旧は極
めて困難であると判断しております。〇〇〇〇番〇について
は、山林化した中にありまして、これも農地への復旧は困難
であると判断いたしました。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ
(代理) ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって非農地証明書を交付することといたします。

続きまして、議案第2号農地法第3条第1項の規定による
許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請につ
きましては、5件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、
下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はな
いと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和
要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思

います。

番号1番山口町でございます。

申請地、佐津目〇〇〇番外2筆、合計4,322㎡は、「県道窪田山口線」、石見交通「矢城橋バス停」の北約100m、「県道窪田山口線」の東側に位置しております。

譲渡人は、市外に居住しており維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。譲受人は、当該農地の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。

番号2番久手町でございます。

申請地、刺鹿〇〇〇〇番〇、501㎡は、「ロード銀山」の北西約1km、「国道9号」から「県道池田久手停車場線」に入り約900m進んだ地点の南側に位置しております。

譲渡人が相続財産管理となっておりますが、亡・所有者の財産が相続されなかったため、裁判所に選任されたものです。財産を処分する必要があるため、当該農地の隣地に居住する譲受人に譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地を取得し、農業経営を拡大するものであります。

番号3番久手町でございます。

申請地、波根西〇〇〇〇番〇、2,350㎡は、「大田市立久手小学校」の西約250m、「国道9号」から「県道池田久手停車場線」に入り約150m進んだ地点から、農道を北東へ約450m進んだ農道西側に位置しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地の取得で農業経営を拡張し、経営の安定化を図るものであります。

番号4番祖式町でございます。

申請地、〇〇〇番〇外9筆、合計11,781㎡は、「祖式まちづくりセンター」から北西方面約10mから500m付近に点在し、「主要地方道大田桜江線」から「県道湯里停車場祖式線」に入り、約400m進んだ地点の半径400m以内に位置しております。

譲渡人は、高齢で労力不足であり、また、後継者も県外に居住しており、耕作や維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。

番号5番仁摩町でございます。

申請地、大国〇〇〇〇番、1,242㎡は、「大国まちづくりセンター」の南東約700m、「市道大森大国線」から「市道狭平（せばひら）線」に入り約500m進んだ市道南側に位置しております。

譲渡人は、高齢で労力不足であり、耕作や維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地の隣接農地を所有・耕作しており、今回の取得で農業経営を拡大し、経営の安定化を図るものであります。以上でございます。

議 長 はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を（代理）踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

2 番 3筆ある内2筆は、〇〇さんが既に耕作しておられまして、もう一つは竹林化しておりましたが、今年の春、竹を切って田んぼに復元したいということですが、今年の田植えには間に合わないということで、来年は作りたいということで、異議はございません。

10 番 整理番号2番でございますが、譲受人の〇〇さんの自宅の隣接地でございますが、〇〇さんから話を聞きますと、今までなかなか管理がされてなくて、雑草が生えていたと。この度自分が取得をして綺麗に管理をして行きたいということでした。

整理番号3の土地につきましては、〇さんが就農した時からこの土地にビニールハウスを建てまして、花などを作っておられました。以前からこの土地を取得したいという意向があったようですけれども、この度話がついたようでございまして、今回の所有権移転となったようです。

整理番号2番、3番とも地域との調和要件も問題なく、2件とも異議はございません。

8 番 先日私と、武田委員と地元の石原推進委員と3人で現地を確認しました。〇〇〇番〇は南側ですので武田さんの田んぼになりますが、私の方から報告させていただきます。

譲受人の〇〇〇さんですけど、直接話をさせていただきました。譲渡人の〇さんの長男さん鳥取の方におられて話がで

きないということで、〇〇〇さんと話をさせていただきました。〇〇〇番、〇〇〇番は現在川本の〇〇さんが田んぼを作っておられます。〇〇〇番も〇〇さん、〇〇〇番〇も現在〇〇さんが作っておられます。今年の場合は〇〇さんをお願いすると。来年からは自分が作りたいとのことでした。

また、畑が中にあるんですが、これは現在、柿の木が植えてありまして、結構大きな柿の木でした。〇〇〇番〇、〇〇〇番〇は利用状況調査でB判定になっているんですが、これを今度どうするかということで、〇〇さんと話をしたんですが、今後はこれから自分が何を作るかと思案中であるということでございました。いずれにしても投げしておく考えはないということでございました。〇〇〇番〇は現在多面的事業に入っておりまして、道路の近くなんですが、草刈りなんかも多面的事業の中でやっているということで、今年はまどういう状況になるかわからないけど、多分多面的事業の中に組み込まれるだろうという話でございました。そういうことで、全ての地番を確認しました。地域との調和要件は苦しい中ではございますが、満たしているように私は判断いたしました。武田さん、石原さんも同様の判断でした。異議はございません。

5 番 仁摩町大国の案件です。先般推進委員さんと現地に確認いたしました。申請地は譲受人の所有する土地に隣接しておりまして、前々から譲受人が、水稻を耕作されておられます。

地域の調和要件も問題なく、異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ（代理）ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。（異議なしの声多数）

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、おって許可書を交付することといたします

続きまして、議案第3号農地転用事業計画変更申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第3号農地転用事業計画変更申請につきましては、1件でございます。

番号1番静岡町でございます。

申請地、〇〇〇番〇、492㎡及び同〇〇〇番〇、233㎡は、「J F しまね大田水産物地方卸売市場」の北東約200m、「県

道と江港大田市停車場線」から「市道新田和江港線」に入り南へ約50m進んだ住宅密集地に位置しております。

第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請地は、当初、計画者が、平成14年1月17日付けで、個人住宅及び倉庫敷地への転用目的で農地法第5条の許可を受けております。

亡・転用事業者は、81㎡の住宅を建築し、さらに増築する予定でありましたが、妻の病気もあり、見合わせておりました。その後、本人も病気療養が必要となり、職業としていた左官業を廃業することになりました。なお、妻は平成20年に、本人も平成31年に長い闘病生活の末に亡くなっております。

相続人である申請者は、現在、転用事業者が〇〇〇番〇に建設した個人住宅に居住しておりますが、当初計画に相当する規模の個人住宅、倉庫を必要としていない状況であるため、計画縮小の形で今回の申請をされたものであります。

したがって、〇〇〇番〇につきましては、新たな転用計画は、ございませんので、今後も畑として耕作することとされました。以上でございます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告（代理）をお願いします。

16番 確認のために〇〇さんのところに訪問して事情を伺いました。事務局報告のとおりでございます。転用事業者の〇〇さんは、今年亡くなられております。

ご子息さんは転用事業者が建設された自宅に居住されておりますが、当初計画された規模にするつもりはないということでございます。変更申請したということでございます。また、畑につきましては、保全管理しながら、部分的には畑として耕作して行きたいということでございます。異議はございません。

議長 この方は農地を持つ要件を持っておられるのですかね。（代理）492㎡は農地として管理をしたいということですよ。

白石係長 この案件特殊な案件でございます。過去に農地転用許可を受けておられます。本来であれば、その許可内容のとおり実施されて完了報告を提出していただく流れになる訳です。

しかし、先ほど説明をいたしました事情により、住宅の規模が記載にあるとおりの面積で収まってしまったと。

また、仕事も辞められたということで、倉庫も必要なくなったと。当初の許可が725㎡ですが、これだけの転用規模が必要ではなくなったということが前提にあります。

代理がおっしゃっている意味は、果たして農地が持てるのかというご指摘でございますが、本当に例外的な措置でございます、3条許可での取得ではございませんので、下限面積の適用がございません。

事業計画変更手続きは、許可した土地全てについて処理がされないで完了しないということでございます。

従って、〇〇〇番〇を宙に浮かせるという処理ができないということになります。

過去にも県知事許可の時からそういう申し合わせ事項というのがあります。また、過去にも数例、当初の許可通り必要ないという事例があり、このような処理をせざるを得ないという事例がございますので、許可を受けた残りの農地については、農地として管理をしなければ承認を得られないという取り扱いとなります。

議長 平成14年に許可を取られたのは第5条ですから、他人の(代理) 土地を転用目的で取得されたんですよね。ただ、その後事情によりそれ程の規模の土地が必要なくなったんで、畑の部分だけは畑で利用したいという理由は良くわかるんですけど、ただその方が農地を持てる要件を具備しているかどうか曖昧だったんで、お聞きしたんですが、こういう事例は他にもあるんですね。

白石係長 過去にも数例ございます。

議長 宅地転用に要した面積より、そうではない面積の方が大き(代理) くなったものだから、こういう処理をせざるをえなかったのでしょうか。

そういうことのようにです。他の委員さんから何かございますか。

(なしの声多数)

議長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること(代理) とし、おって承認書を交付することといたします

続きまして、議案第4号農地法第5条第1項の規定による

許可申請について事務局の説明をお願いします。

中村係長 議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、4件でございます。

番号1番川合町でございます。

申請地、川合〇〇〇〇番〇、68㎡及び同〇〇〇〇番〇、257㎡は、「大田市立川合小学校」の北西約200m、「国道375号」と「県道瓜坂川合線」が交わる三差路付近、「国道375号」西側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

借受人は、現在、家族5人で妻の実家に同居しておりますが、手狭になったため、義父から近くの当該農地を借り、自宅を新築するものであります。

なお、本申請の排水につきましては、南井出用水管理組合の「許可証」が添付されております。

番号2番久手町でございます。

申請地、刺鹿〇〇〇番〇、2,122㎡は、「大田市立第二中学校」の南約50m、「国道9号」、石見交通「大田二中前バス停」付近の農道西側に位置しております。

農地区分は、山陰道「大田中央・三瓶山インターチェンジ」から約300m以内に位置しており、第3種農地に該当します。第3種農地の転用は、立地基準上、原則、許可となっております。

賃借人は、太陽光発電事業を行うにあたり、当該農地を借り受け、太陽光発電設備を整備するものであります。

賃借の期間は20年であります。

番号3番久利町でございます。

申請地、行恒〇〇番〇〇、509㎡は、「三瓶生コン株式会社」の南西約250m、「主要地方道大田桜江線」と「県道久利静間線」との四差路付近、「主要地方道大田桜江線」南側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

買受人は、この度、当該農地を譲り受け、個人住宅を新築するものであります。

なお、本申請につきましては、静間川沿岸土地改良区の「意

見書」及び排水路保全管理会の「許可書」が添付されております。

番号4番仁摩町でございます。

申請地、天河内〇〇〇番〇、510㎡は、「仁摩サンドミュージアム」の南西約600m、「主要地方道仁摩邑南線」から、「県道仁万停車場線」に入り、約250m西進後、「市道天河内一号線」を南へ約700m進み、東進した農道北側に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地に該当します。

借受人は、現在、アパートに居住しておりますが、手狭なため、自宅を新築するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

なお、番号1及び番号3について、農地区分は、農業振興地域農用地区域内農地でありましたが、本日、午前、農振除外申請の許可が承認されましたことを申し添えます。

議長 はい。では、担当委員さんの方から、現地調査の結果報告（代理）をお願いします。

3番 土江推進委員さんと2人で現場を確認しました。内容としては、事務局から説明があったとおりでございます。〇〇さんご夫婦と7人で〇〇さんの自宅で生活されておりますが、新しく住宅を建てたいということで申請が出ましたので、現場を見て、そこしか土地がないということでしたので、やむを得ないと、問題ないと判断しました。以上です。

10番 先日渡邊推進委員と現地確認をいたしました。申請地の北側は田植えがしてありまして、逆に南側は荒廃農地になっておりまして、賃借人に確認をいたしましたところ、隣接地の方には了解を得ていると。特に作付けしてあるところはどうかいなと確認をいたしましたら、作付けしておられる方は〇〇さんの親族の方だということで、そちらの方も了解をもらっております。推進委員とも確認をし、異議はございません。

1番 昨年11月に農振地域変更申請が出され、本日許可が出たようです。先日木田推進委員さんと現地確認をいたしました。

排水路保全管理会、静間川沿岸土地改良区の同意も得られているということで、異議はございません。

5 番 借り受け人は現在アパートに住んでおられまして、手狭になったため両親の住む住宅に隣接するおばあさんの土地に家を新築されるものです。異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ（代理）ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。

8 番 カーポートというのは車庫のことですか。

1 番 運送業を営んでおられて、トラック等があるようで、大きな面積が必要とのことですか。

8 番 いわゆる車庫ですね。

1 番 そうです。

8 番 わかりました。

議 長 その他にはございますか。

（代理）（なしの声多数）

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること（代理）とし、おって許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案の審議を終わります。

議 長 引き続き、議案第5号農用地利用集積計画による利用権の（会長）設定等について農林水産課から説明をお願いいたします。

主任主事 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定、中間管理権についてご説明します。

令和元年6月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

久手町、田22,816㎡、畑180㎡、筆数13、設定する者7名、設定を受ける者3名。

鳥井町、田1,671㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田178㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久利町、田6,716㎡、筆数4、設定する者3名、設定を受ける者3名。

温泉津町、畑3,788㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田31,381㎡、畑3,968㎡、筆数22、設定する者13名、設

定を受ける者9名。利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

静間町、田21,613㎡、筆数12、設定する者7名、設定を受ける者1名。

合計田21,613㎡、筆数12、設定する者7、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名です。

以上ご審議の程よろしくお願します。

議長 (会長) 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

それでは、最初の久手町の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。整理番号1番から13番までは私の担当地区ですので、報告いたします。

10番 全て再設定でございます。異議はない訳ですが、番号2番から12番までの案件で、設定を受ける方、〇〇さんですが、実際、管理が悪くて設定をされる方、いわゆる地主さんですね、苦情等も出ておりました。

そのような中で今回期限が切れるということで、私と中祖推進委員、中間管理機構の有馬相談員、円滑化団体の山根さんの4人で〇〇さんと呼びまして、色々話をしました。

2回か3回話をしました。引き続き耕作をされるというか、管理が悪かったので、このまま〇〇さん以外の方が作りたいという人が現れませんが、とにかく〇〇さんに3年間引き続き作って、綺麗な田んぼにして、誰かに譲るなり、この利用を止めるなりするようということで色々話をしました。

〇〇さんもわかりましたということで、了解を得ているということです。また、それぞれの地主さんの方にも、綺麗に管理をしますということをお願いしておきまして、今回の利用権の設定になったところです。

1番から13番まで、中身は色々ありますが、異議はございません。

議長 (会長) 続いて鳥井町お願いします。

16番 本件は再設定でございますが、〇〇〇〇さんに電話をして確認をしました。牧草を植え付けいたしますと。そういうことでございます。再設定でございますので異議はございませ

ん。

議長 続いて長久町お願いします。

(会長)

5番 ○○さんこの田は20年以上作っておられまして、再設定ではございますし、異議はございません。

議長 続いて久利町お願いします。

(会長)

1番 利用権設定を受けられる方3名とも熱心な方でありまして、また、再設定でもありますので、異議はございません。

議長 続いて温泉津町お願いします。

(会長)

12番 柿畑でございます。植えてから12年位経ちますが、2、3年の間手入れが悪くて、地主さんから農業委員会へ何とかならんかということで、相談を受けたんですが、○○さんという方が、○○さんという方の田んぼの続きですけども、手入れが悪かったのか、柿の木に虫が湧きまして、その木は切っておられるんですけど、石橋推進委員さんと話をして、抜いて返すということは大変であるということで、畑を作るか柿の木を植えるかということですので、異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

1番 実は久利の案件を例にとりて初歩的な質問をさせていただきたいのですが。

例えば4ページの久利の1番2番は令和元年6月6日から令和6年6月5日までまるまる5年の再設定がなされている。3番について、令和元年6月6日から令和7年3月31日までということで、所謂1年という単位ではなくて、端数があります。4番も同様です。なぜ1年でないのか、例えば3番はブルーベリーが植えてあるんですけど、なぜ年間通じてしないのかなという素朴な疑問でございます。

議長 周期が色々あるのは何故かということですね、

(会長)

主任主事 基本的に当事者同士で決められて、水稻だと農閑期をお勧めしているんですが、6月の次が植わった状態になるので、できれば12月末とか、3月末とかいうのをお勧めしているんですけど、それは当事者同士で決めていただいています。

再設定の考え方は1年を超えると新規になる。同じ方同士でも1年を超えて期間が空くと新規扱いになります。

1 番 わかりました。
議 長 他にありますか。
(会長)

(なしの声多数)
他にないということで、承認とさせていただきます。
続いて黄色の表紙、中間管理権に移ります。
静間町の調査結果の報告をお願いしたいと思います。

1 6 番 前月も約15ヘクタール余りが中間管理権の設定をさせて
いただきましたが、新法人〇〇〇が、12件全て耕作する
ものでして、既に作付けをしている状況です。以上です。

議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さ
(会長) んの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせてい
(会長) いただきます。

それでは、以上で議案の方はすべて終了いたしました。
(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名し
ます。

令和元年5月23日

会 長 _____

(議事録署名委員)

3 番 _____

5 番 _____